

習志野市農業委員会総会議事録

平成23年第11回習志野市農業委員会総会は平成23年11月21日（月）JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時より

1. 委員の出欠席 18名中 17名出席 欠席 0名

※16番は欠番

委員氏名（網かけは欠席委員）

1番 村山 龍平	2番 三代川 正夫	3番 中台 孝政
4番 木村 静子	5番 飯生 良	6番 斉藤 健次
7番 佐々木秀一	8番 海老原 健治	9番 田久保 武士
10番 伊藤 和彦	11番 相原 和幸	12番 吉野 吉雄
13番 塩田 幸太郎	14番 合間 正秋	15番 三橋 久吉

会長職務代理者 飯生 正己

会 長 廣瀬 博

1. 議事録署名人 5番 飯生 良 6番 斉藤 健次

1. 議案審議結果

上 程 2件 承認 2件 不承認 0件 審議未了 0件

1. 閉会時間 午前11時00分

1. 付議事項

- ・議案第48号 農地法第5条の一時転用に伴う許可申請について
- ・議案第49号 習志野市農用地利用集積計画第3号（案）について

- ・報告第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- ・報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

- ・その他

議 長	平成23年第11回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日の欠席委員の報告は受けていません。 出席委員は、18名中、1名の欠員で17名の委員が出席しています。 従いまして本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」の規定により 議長より指名させていただきます。 5番 飯生 良委員、6番 斉藤 健次委員、 両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。 それでは、議案第48号 農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について 事務局より、議案説明を求めます。 事務局、お願いいたします。
事務局	はい。それでは議案第48号農地法第5条の規定による一時転用の許可申請 についてご説明致します。 下記のとおり農地法施行規則第6条の規定による許可申請書の提出が有ったの で、県への送付について審議を求める。 農業委員会事務局受付日 平成23年11月 7日 提出年月日 平成23年11月21日 【譲受人（権利者）】 住 所 ●●市●●●丁目●●番●●号 氏 名 ●●●●● 職 業 ●●●●● 【譲渡人（名義者）】 1 住 所 ●●市●●●丁目●●番●●号 氏 名 ●● ●● 職 業 ●●●●● 地 番 習志野市●●●●●番●の一部 161㎡の内121㎡ 習志野市●●●●●番●の一部 148㎡の内109㎡ 【譲渡人（名義者）】 2

議 長	事務局ありがとうございました。 この件について、地元委員として職務代理、何か補足等がありましたらお願いします。
職務代理	お手元の写真をご覧くださいとおわかりのとおり、雑草がはえている状態で何も植えていません。周辺にも影響はないですね。
議 長	職務代理、有難うございます。 他に何か、ご意見・ご質問等のある方は挙手願います。 ．．．．． 質問等が無ければ、議案第 48 号の裁決に入ります。 議案第 48 号の農地法第 5 条の規定による一時転用の許可申請について賛成の方の同意を求めます。 ．．．．賛成の方は、挙手願います。 全員の賛成を持ちまして 議案第 48 号は、可決されましたので、 県に進達いたします。 続きまして、議案第 49 号の 農用地利用集積計画（案）の申請について 事務局より、議案説明を求めます。
事務局	はい。それでは議案第 49 号農用地利用集積計画（案）について説明致します。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画の提出があったので意見を求める。 農業委員会事務局受付日 平成 23 年 10 月 24 日 提出年月日 平成 23 年 11 月 21 日 【譲受人（借手・買手）】 住 所 習志野市●●●丁目●●番●●号 氏 名 ●● ●● 年 齢 ●●歳 職 業 農業（認定農業者） 【譲渡人（貸手・売手）】

住 所	習志野市●●●丁目●●番●●号		
氏 名	●● ●●		
職 業	兼業農家		
年 齢	●●歳		
1. 許可を受けようとする土地			
地 番	習志野市●●●丁目●●●-●		
	●●●●m ² の内●●●●m ²		
	習志野市●●●丁目●●●-●		
	●●●● m ²		
	習志野市●●●丁目●●●-●		
	●●●●m ² の内●●●●m ²		
	合計 ●●●●m ²		
2. 利用権を設定し、または移転しようとする事由の詳細			
利用集積による3年間の使用貸借権設定期間が終了し、引続き使用貸借権設定の更新を行うため（前回は平成20年に利用集積の申請済）			
3. 当事者間の法律関係			
【契約内容】	使用貸借権設定		
【期 間】	3年間		
4. 権利設定、移転しようとする当事者及びその世帯員が所有し、使用収益権を有する農地の面積等			
【譲受人（借手・買手）】			
所有農地	●●●●m ²		
貸借農地	●●●●m ²		
区画整理地	●●●●m ²		
実経営地	●●●●m ²		
【譲渡人（貸付者）】			
所有農地	●●●●m ²		
貸付地	●●●●m ²		
実経営地	●●●●m ²		
5. 権利設定をしようとする者の世帯員が耕作等の事業に従事している状況			
【世帯員】			
●● ●●	年齢：●●歳	職業：農業	従事日数：300日
●● ●●	●●歳	農業	250日
●● ●●	●●歳		30日
●● ●●	●●歳		15日

	なければ、以上を持ちまして、 平成 23 年第 11 回 総会を終了いたします。 皆様ご苦労さまでした。・ ・ ・ ・ ・
--	--